

第一 久能平安堂 薬局の管理及び運営に関する事項

- ① 許可の区分の別: 薬局
- ② 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設等の許可証の記載事項:
許可番号 船保第495号
氏名 有限会社 シオン
薬局名称 久能平安堂薬局
所在 船橋市前原西 2-11-11
有効期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和4年3月31日
- ③ 薬局の管理者の氏名: 久能 順
- ④ 薬局に勤務する薬 剤 師氏名: 久能 順
薬局に勤務する登録販売者氏名: 久能 敬
- ⑤ 取り扱う一般用医薬品の区分: 第二類
- ⑥ 薬局に勤務する者の名札等による区分に関する説明: 薬剤師は名札を着用する
- ⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間
営業日: 月曜日～土曜日 日曜・祭日・木曜日は休業
年末年始、お盆休みあり
営業時間: 午前 9 時～12 時 午後 1 時～6 時
ただし土曜日は午後 4 時まで
時間外相談は薬局にいる限り対応、メールは 24 時間対応
- ⑧ 相談時及び緊急時の連絡先: 電話番号・FAX番号 047-472-3360、
メールアドレス kanpou@kunou-heiandoh.jp

第二 一般用医薬品の販売制度に関する事項

- ① 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説:
第一類医薬品 一般用医薬品としての安全性評価が確立していない、あるいはリスクが特に高いと考えられる成分
第二類医薬品 まれに日常生活に支障を来す健康被害が生じる恐れ(入院相当以上の健康被害が生じる可能性)がある成分
第三類医薬品 日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こる恐

れがある成分

②第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説:

一般用医薬品のリスク区分ごとに、「第一類医薬品」、「第二類医薬品」、「第三類医薬品」の文字を記載し、枠で囲むこととする。また、第二類医薬品のうち、特に注意を要する成分を含む医薬品として指定するもの(指定第二類医薬品)については通常の第二類医薬品と区別ができるよう、「2」の文字を枠で囲むこととする。

表示は、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載しなければならない。

③第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説:

第一類医薬品 書面を用いて、薬剤師が適正使用のため必要な情報提供を行う

第二類医薬品 適正使用のため、薬剤師又は登録販売者が必要な情報の提供に努める

第三類医薬品 適正使用のため、薬剤師又は登録販売者が必要な情報の提供に努める

④指定第二類医薬品の陳列等に関する解説:

販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列する。

⑤一般用医薬品の陳列に関する解説:

第一類医薬品 販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か、消費者が直接手の触れられない場所に陳列する

第二類医薬品 販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列する。

第三類医薬品 規定なし

⑦医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説:

医薬品(薬局で購入したもの他、病院、診療所で処方されたものを含む)を適正に服用したにもかかわらず生じた副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う公的な制度がある。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (<http://www.pmda.go.jp/index.html>)

問い合わせ 0120-149-931(フリーダイヤル)

⑧苦情相談窓口:

千葉県健康福祉部薬務課 043-223-2614

船橋保健所総務課医事薬事係 047-431-4191

千葉県薬剤師会 043-242-3801

特定販売に係る表示事項

①薬局の主要な外観の写真:



②一般用医薬品の陳列の状況を示す写真:



③現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名:

薬剤師:久能 順 登録販売者:久能 敬

④開店時間及び特定販売を行う時間:

月曜日～土曜日(日曜・祭日・木曜日は休業、ただし土曜日は午後4時まで)

午前9時～12時 午後1時～6時

⑤使用期限:

三年以上あるもののみを取り扱う